

平成 21 年度農薬飛散リスク評価手法等確立調査検討会（第 2 回）
議事概要(案)

1 開催日時及び開催場所

日 時：平成 22 年 2 月 1 日（月）13：00～14：50

場 所：糖業会館（2 階ホール）

2 出席委員（敬称略）

有田芳子、上路雅子、小林由幸、白石寛明、堀江和臣、宮井俊一、森田昌敏

3 会議の概要

平成 21 年度モニタリング調査の結果及び公園・街路樹等病害虫・雑草管理暫定マニュアルの改訂について、報告及び討議が行われた。

（1）モニタリング調査の結果について

試験実施事業者の株式会社島津テクノロジーより、資料 1「平成 21 年度農薬飛散リスク評価手法確立調査 モニタリング調査業務結果報告書（案）」に従って、農薬飛散範囲調査及び除草剤散布後気中濃度等調査の結果について報告が行なわれた。

委員からの主な意見及び討議内容は以下のとおり。

農薬飛散範囲調査について：

粒子径及び風速の値から、ミストの落下範囲及び落下量が理論的に推計できるので、調査結果と合わせて解析を行うことが将来の課題。

除草剤散布後気中濃度等調査について：

本年度は慣行ノズル（非飛散低減ノズル）を使用するなどの理由により、広域で飛散が認められたことから、適切なノズルの選択方法についてこの結果を生かしていくべきではないか。

散布前日の土壌及び植物体に定量下限を超える値が検出されているが、データの信頼性を確保することが重要であるため、回収試験の結果及びクロマトグラムも報告書に添付すべきである。

散布 1 及び 3 日後に気中濃度として検出されたグリホサートは、蒸気圧から考えて揮散によるものと考察しているが、気中濃度として検出されるものとして、一旦落下して気化したもの、ごく微細な粒子となって気中に浮遊しているもの、あるいは巻き上がった土壌に付着していたものなどが考えられる。捕捉されたものを特定できなくてもリスク管理の観点からは利用可能な情報と考えられる。

討議の結果、これらの指摘を報告書や公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアルに反映する方向で検討することとされた。

- (2) 公園・街路樹等病害虫・雑草管理暫定マニュアルの改訂について
事務局より、資料2の「公園・街路樹等病害虫・雑草管理暫定マニュアルの改訂について(案)」に従い、暫定マニュアルの改訂(案)について説明があった。

委員による主な意見は以下のとおり。

現時点で提案されている修正内容には問題はない。

「気中濃度を抑制する」という表現が分かりにくいので、修正を望む。

立入制限範囲及び期間については、7.2.7「散布後の措置」の項に記載したほうが良いのではないか。

立入制限以外に考えられるリスク低減措置についても記載してはどうか。

散布以外の方法を用いる防除資材や生物農薬についての立入制限を検討する必要があるか。

以上の点について今後検討することとされた。

- (3) その他

事務局より、次回の検討会は3月1日に開催する旨が報告された。

(以上)